

# 厚生年金保険・国民年金事業の概況 (平成30年2月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

## 1. 総括

### (1) 適用状況

- 平成30年2月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,297万人であり、前年同月に比べて、7万人（0.1%）増加している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険(第1号)	2,221,344	39,166,460	24,453,890	14,712,570	310,082
船員以外	2,217,017	39,114,621	24,402,051	14,712,570	309,960
一般男子	・	24,401,476	24,401,476	・	351,929
女子	・	14,712,570	・	14,712,570	240,351
坑内員	・	575	575	・	344,939
(再掲)短時間労働者	32,529	379,087	111,118	267,969	139,250
船員	4,327	51,839	51,839	・	401,853
国民年金	・	23,804,913	7,917,115	15,887,798	・
第1号	・	14,897,420	7,738,584	7,158,836	・
任意加入	・	194,583	68,815	125,768	・
第3号	・	8,712,910	109,716	8,603,194	・
合計	・	62,971,373	32,371,005	30,600,368	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

### (2) 給付状況

- 平成30年2月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,482万人であり、前年同月に比べて、75万人（1.7%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）の受給（権）者とは、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

表2 制度別年金受給者数

(単位:人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険(第1号)計	35,009,501	15,187,439	13,921,872	425,810	5,448,971	25,409
旧共済組合を除く	34,587,652	14,934,936	13,846,752	422,690	5,358,491	24,783
旧法	1,203,400	448,749	355,257	36,846	338,290	24,258
新法	33,384,252	14,486,187	13,491,495	384,664	5,007,907	・
(再掲)基礎あり	24,757,151	13,001,757	11,423,398	259,013	72,983	・
基礎または定額あり	25,084,410	13,245,764	11,838,646	・	・	・
基礎繰上げあり	1,930,607	531,889	1,398,718	・	・	・
基礎繰上げなし	23,153,803	12,713,875	10,439,928	・	・	・
基礎及び定額なし	2,881,344	1,230,148	1,651,196	・	・	・
船員保険(旧法)	25,927	10,275	1,653	1,180	12,294	525
旧共済組合計	421,849	252,503	75,120	3,120	90,480	626
旧法	129,781	96,742	3,315	1,287	27,811	626
新法	292,068	155,761	71,805	1,833	62,669	・
(再掲)基礎あり	223,568	154,222	67,796	1,522	28	・
国民年金計	34,790,036	31,857,712	914,025	1,921,470	96,829	・
旧法拠出制	1,185,125	655,365	471,798	47,709	10,253	・
新法基礎年金	33,604,911	31,202,347	442,227	1,873,761	86,576	・
(再掲)基礎のみ	8,173,998	6,475,601	87,334	1,582,131	28,932	・
福祉年金	143	143	・	・	・	・
合計	44,818,961	33,889,315	3,344,703	2,086,745	5,472,789	25,409

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

○ 平成30年2月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、49兆円であり、前年同月に比べて、7千億円（1.4%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

表3 制度別受給者年金総額

(単位：百万円)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	25,809,884	17,560,249	2,505,041	303,089	5,434,712	6,792
厚生年金基金代行分除く	24,893,027	16,755,193	2,393,241	303,089	5,434,712	6,792
旧共済組合を除く	25,292,027	17,168,734	2,487,295	300,055	5,329,298	6,644
旧法	1,271,337	737,719	133,718	43,215	350,176	6,509
厚生年金基金代行分除く	1,264,980	732,524	132,556	43,215	350,176	6,509
新法	23,967,974	16,401,340	2,353,005	254,358	4,959,271	・
(別掲)基礎年金	16,831,746	9,141,394	7,398,073	221,199	71,080	・
厚生年金基金代行分除く	23,057,475	15,601,479	2,242,367	254,358	4,959,271	・
船員保険(旧法)	52,716	29,675	572	2,483	19,851	135
旧共済組合計	517,857	391,515	17,746	3,034	105,415	147
旧法	245,514	209,296	1,573	1,884	32,613	147
新法	272,343	182,219	16,173	1,151	72,801	・
(別掲)基礎年金	165,576	114,668	49,622	1,259	28	・
国民年金計	23,225,015	21,253,293	209,557	1,665,930	96,234	・
旧法抛出处	475,646	321,786	107,319	41,865	4,675	・
新法基礎年金	22,749,369	20,931,507	102,238	1,624,065	91,559	・
(再掲)基礎のみ	5,521,033	4,094,632	19,853	1,376,471	30,077	・
福祉年金	57	57	・	・	・	・
合計	49,034,956	38,813,600	2,714,598	1,969,020	5,530,946	6,792

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

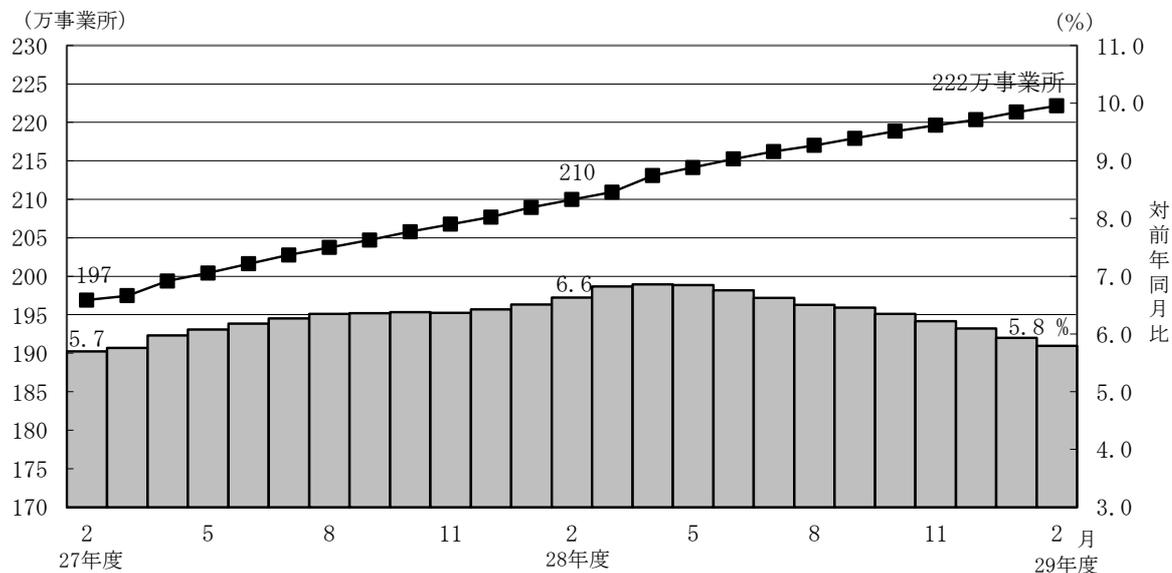
- 年金総額には一部停止額を含む。
- 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。
- 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。
- 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

## 2. 厚生年金保険

### (1) 適用状況

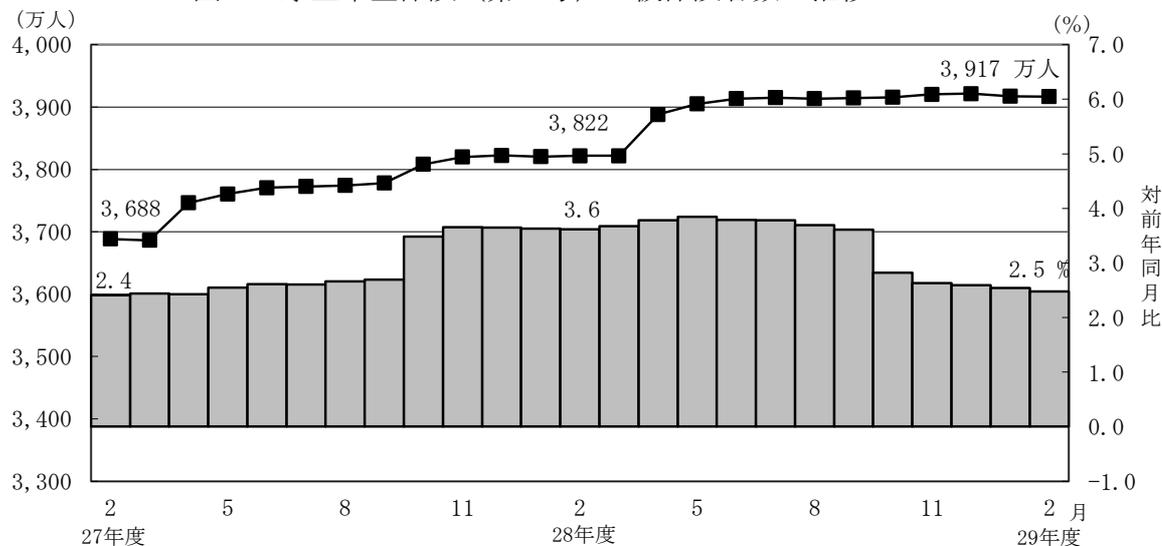
○ 平成30年2月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は222万事業所であり、前年同月に比べて12万事業所（5.8%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号）適用事業所数の推移



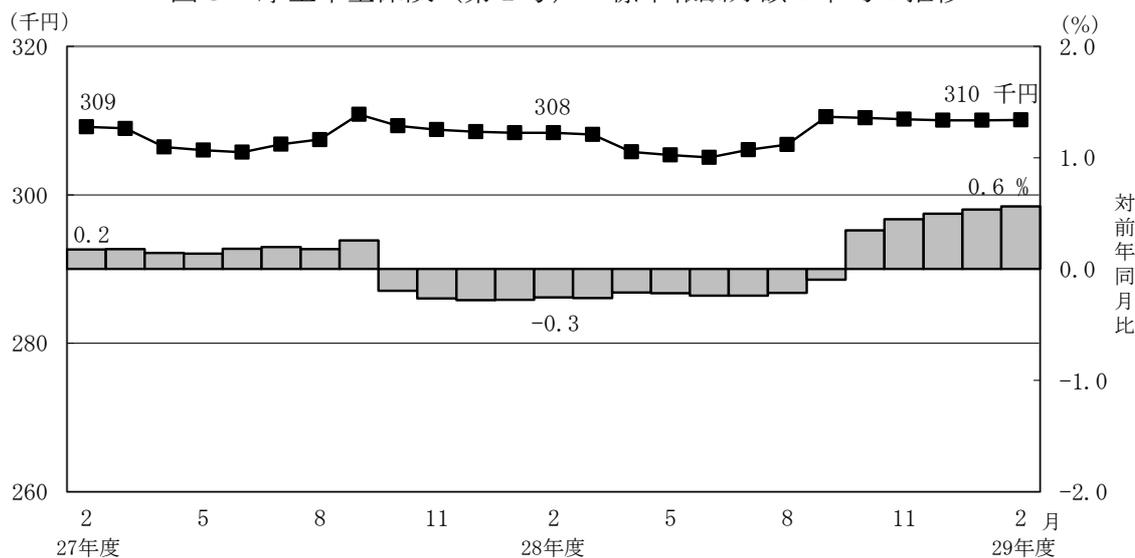
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は3,917万人となっており、前年同月に比べて95万人（2.5%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,440万人（対前年同月比48万人、2.0%増）、女子が1,471万人（対前年同月比47万人、3.3%増）、坑内員が6百人（対前年同月比15人、2.5%減）、船員が5万人（対前年同月比1百人、0.2%減）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額平均は、31万82円となっており、前年同月に比べて0.6%増加している。内訳をみると、一般男子は35万1,929円（対前年同月比0.5%増）、女子は24万351円（対前年同月比1.1%増）、坑内員は34万4,939円（対前年同月比0.5%増）、船員が40万1,853円（対前年同月比0.9%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額平均の推移

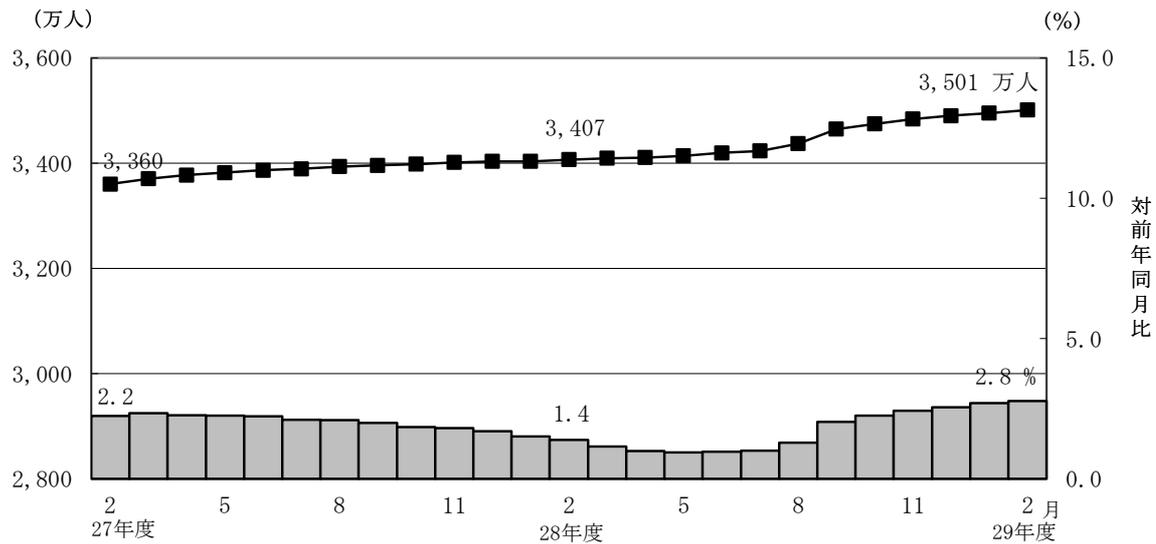


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は6万事業所、賞与支給被保険者数は92万人、標準賞与額の平均は29万3,236円となっている。

## (2) 給付状況

- 平成30年2月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,501万人（旧法厚年分120万人、新法厚年分3,336万人、旧法船保分3万人、旧共済分42万人）で、前年同月に比べて94万人（2.8%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,911万人（旧法厚年分80万人、新法厚年分2,797万人、旧法船保分1万人、旧共済分33万人）で、前年同月に比べて86万人（3.1%）増加している。
- 障害給付の受給者数は43万人（旧法厚年分4万人、新法厚年分38万人、旧法船保分1千人、旧共済分3千人）で、前年同月に比べて8千人（2.0%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は547万人（旧法厚年分36万人、新法厚年分501万人、旧法船保分1万人、旧共済分9万人）で、前年同月に比べて7万人（1.3%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号）受給者数の推移



- 平成30年2月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額 は、14万7,141円となっている。

- 平成30年2月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は4万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は25万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
平成 29年 9月	52,703	33,021	19,682	32,678,122	28,537,255	4,140,867	51,670	72,018	17,532
10月	50,064	30,768	19,296	30,712,439	26,640,861	4,071,578	51,122	72,155	17,584
11月	48,529	29,518	19,011	29,901,207	25,853,952	4,047,255	51,346	72,989	17,741
12月	46,673	28,465	18,208	28,973,736	25,119,442	3,854,294	51,732	73,539	17,640
平成 30年 1月	43,313	26,149	17,164	26,793,374	23,139,786	3,653,589	51,550	73,743	17,739
2月	42,424	25,690	16,734	26,300,595	22,720,837	3,579,757	51,662	73,702	17,827

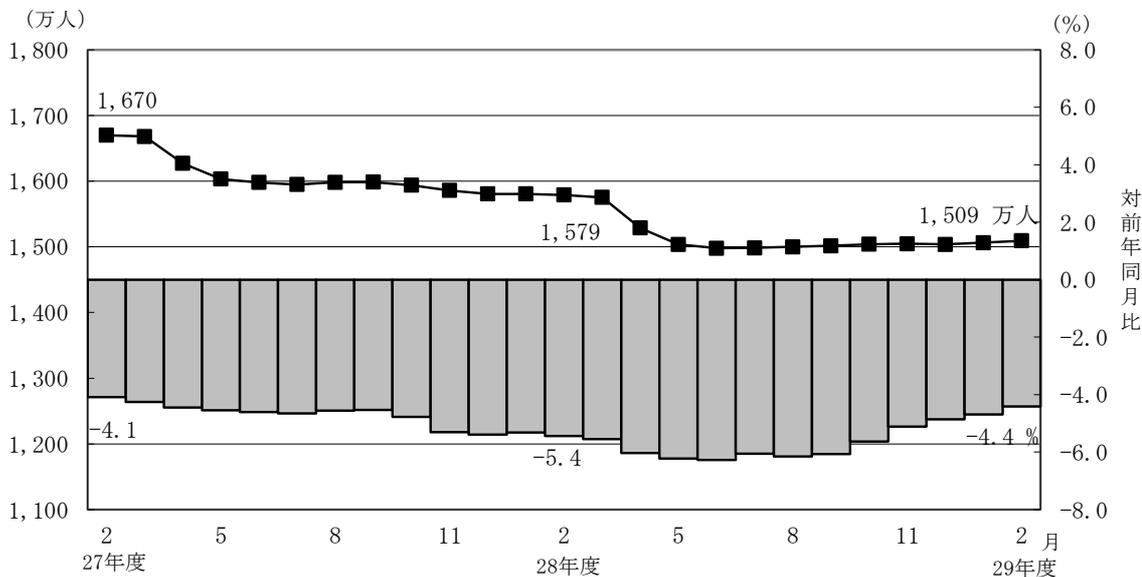
	高年齢雇用継続給付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
平成 29年 9月	244,569	233,560	11,009	30,841,886	29,788,598	1,053,287	10,509	10,628	7,973
10月	248,045	236,897	11,148	31,645,733	30,576,269	1,069,464	10,632	10,756	7,994
11月	251,617	240,113	11,504	32,521,962	31,416,209	1,105,753	10,771	10,903	8,010
12月	254,250	242,580	11,670	32,909,797	31,787,636	1,122,161	10,787	10,920	8,013
平成 30年 1月	252,752	241,279	11,473	32,809,392	31,703,779	1,105,613	10,817	10,950	8,031
2月	250,672	239,517	11,155	32,636,840	31,560,997	1,075,843	10,850	10,981	8,037

### 3. 国民年金

#### (1) 適用状況

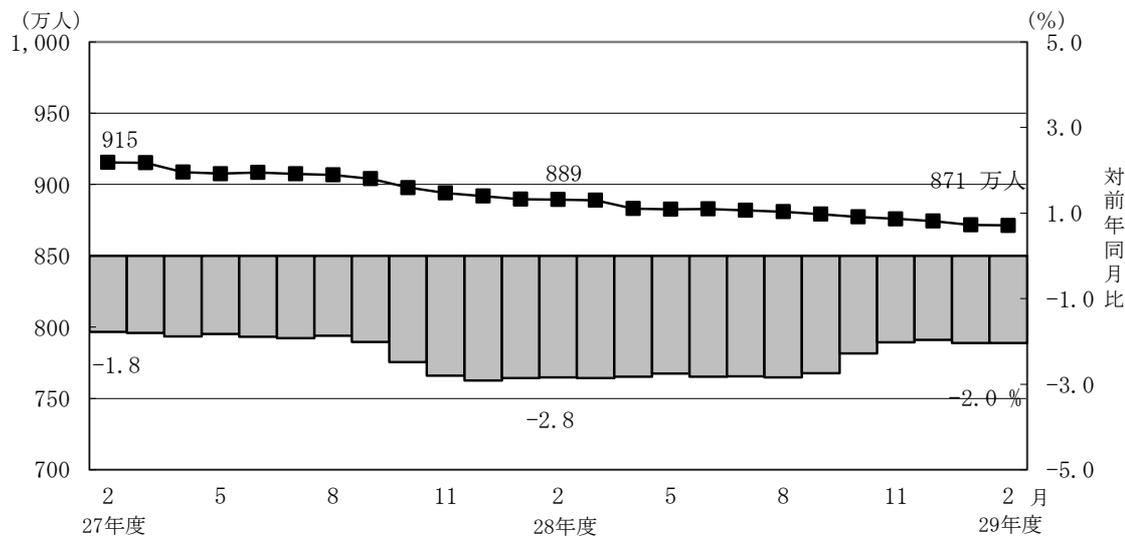
- 平成30年2月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,509万人となっており、前年同月に比べて70万人（4.4%）減少している。内訳をみると、男子は781万人（対前年同月比38万人、4.6%減）、女子は728万人（対前年同月比32万人、4.2%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は871万人となっており、前年同月に比べて18万人（2.0%）減少している。内訳をみると、男子は11万人（対前年同月比1千人、1.0%増）、女子は860万人（対前年同月比18万人、2.1%減）となっている。

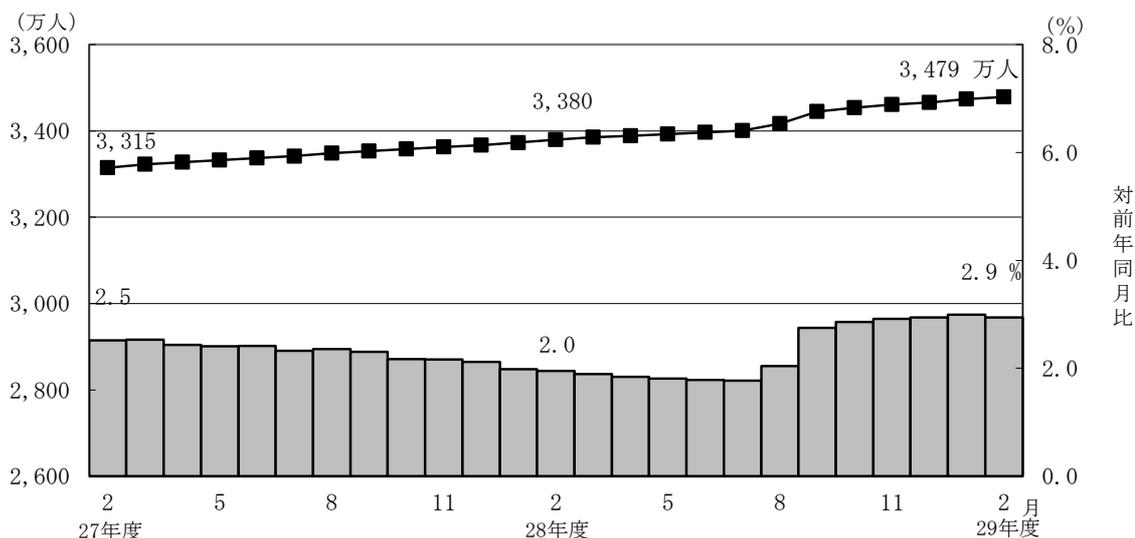
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



## (2) 給付状況

- 平成30年2月末の国民年金受給者数は3,479万人（旧法拠出制119万人、基礎年金3,360万人）で、前年同月に比べて99万人（2.9%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,277万人（旧法拠出制113万人、基礎年金3,164万人）で、前年同月に比べて96万人（3.0%）増加している。
- 障害給付の受給者数は192万人（旧法拠出制5万人、基礎年金187万人）で、前年同月に比べて3万人（1.8%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は10万人（旧法拠出制1万人、基礎年金9万人）で、前年同月に比べて3千人（2.9%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、平成30年2月末で5万5,594円となっている。  
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万3,083円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、2月は新規裁定者1万6千人のうち繰上げ受給権者が1千人となっており、繰上げ受給率は6.1%である。なお、平成28年度新規裁定者の繰上げ受給率は9.2%となっている。